【河島部会長】 ただいまより令和4年度第20期文化政策部会第9回を開催いたします。 委員の皆様におかれましては御多忙のところお集まりいただき,誠にありがとうございます。

本日は前回に引き続き、文化芸術推進基本計画(第2期)(中間報告)(案)について議論をお願いいたします。

それではまず、資料について事務局より説明をお願いいたします。

【斉藤政策課課長補佐】 改めまして事務局でございます。資料1を御覧いただければと 思います。

今回は複数のバージョンをお送りしておりませんので、土曜日の深夜にお送りしたもののみでございます。ですので、前回御迷惑をおかけいたしましたが、資料は1つだけですので、御確認をいただければと思います。

表紙でございますが、目次ということで、まず、今回の御説明は、前回からの変更点、御 指摘いただいた点を基本的には反映をさせていただいておりますので、前回からの変更点 を中心に御説明をさせていただきたいと思います。全体の構成でございますけれども、松田 委員から御指摘いただきましたように、構成として第3と第4のところを、これは若干大きい 変更になりますけれども、修正しております。

第3として、文化芸術政策の中長期目標、第4として、第2期計画における重点取組及び施策群と修正をしております。前回は第3のところに中長期目標と重点取組が記載をされておりまして、第4に施策群のみを記載していたという構成でございます。しかしながら、今回、中長期目標は第1期計画から大きな変更をせずに、基本的には踏襲すると。その下に重点取組と施策群という構成になっておりますので、重点取組と施策群がセットで中長期目標を達成するために推進していく取組であるという構成でございますので、第3と第4を目次のとおりの構成に修正をしてございます。この点は全体の構成として大きな部分かと思いますので、御指摘を踏まえて修正をしたということで御報告をさせていただきます。

併せまして、1ページおめくりいただきまして、ページ1でございますけれども、前文を置かせていただいております。この前文につきましては、第7回の部会の際にも御指摘いただ

いておりまして、このたび改めて前文を文化庁でゼロから記載をさせていただいてということでございます。現状の文化芸術政策に対する認識でございましたり、この後詳述をされるわけでございますけども、コロナの拡大を踏まえた対応の方向性と、国際的に文化芸術の貢献すべきことというところ、御指摘も多々いただいておったところでございますけれども、こうした背景の中、来年度から第2期の計画を策定に沿って進めていく、そういった計画を策定するということを前文でうたっているという構成でございます。

2ページ目以降,第1からでございますけれども,修正点のみについて触れさせていただき たいと思います。

3ページ目でございます。一番下の「また,」「一方で,」、この辺りでございます。この辺りですけれども、前回西濱委員からの御指摘がございまして、コロナによってオンラインの文化芸術活動が活発になったと。これは、博物館、美術館、劇場、音楽堂といった文化施設で公演を鑑賞したり、文化財に触れると。こういったリアルな体験の重要性と併せて、オンラインの活動が活発にあったと。こういう表現が適切ではないかということで、少し加筆をさせていただいております。劇場、音楽堂における公演や博物館、美術館における展示が困難となったことを受け、オンラインで文化芸術を表現・鑑賞することが活発になった。これにより、新たな方法により有意義な文化芸術体験の可能性が飛躍的に広がるとともに、博物館や美術館、劇場、音楽堂といった文化施設において公演等を鑑賞することや、建物・遺跡等の文化財に触れることといった直接的な文化芸術体験が持つ、目の前にあるリアルな体験や、演者と観客、観客間の一体感の共有などの重要性を改めて確認と。双方重要で、オンラインの活動が活発になったことを端的に表すということで修正をさせていただきました。第1におきましては、おおむねこの部分が大きな修正でございます。多少の表記の揺れ等は事務的に修正をしております。

画面共有の部分で6ページ目を御覧いただければと思います。第2でございますけれども,まず,第2の位置づけとして第1期計画の中間評価をまとめておりますので,まずこの注釈のところで,第1期計画の中間評価の報告書に数値的な具体的なエビデンスは全て収めてあるということでございまして,多少記述を具体的には修正をさせていただいておりますけれども,数字的なものについては中間評価報告書を文化審議会としてまとめさせていただいておりますので,こちらを参照いただくことを付記しております。

併せまして,戦略1の部分を中心に,鈴鹿委員からより具体化した情報が必要だと御指摘いただいておりますので,文化芸術活動の公演数,観客数の減少ですとか,博物館,美術館

の入場者数が減少したこと、オンライン上の文化遺産に関する情報のアクセス件数は非常 に増加しているといった点を、定量的ではあるんですけれども、具体化して記述をしている ということでございます。戦略2から6までも、具体化をしたり全体の統一を図るという修正 はさせていただいております。第2に関しては、中間評価報告書の数字に寄っていただくこ とを前提として、多少記述を具体化したという修正でございます。

第3以降に移りたいと思います。12ページまで遷移いただきまして,第3,文化芸術政策の長期目標ということで,この第3が先ほど申しました,松田委員から御指摘をいただきましたけれども,構成を整理させていただきまして,第3はこの1ページのみということになってございます。第3は,文化芸術政策の中長期目標として,第1期計画から基本的には継続して取り組んでいくべき目標であると。今後の文化芸術政策の目指すべき姿として4つの目標を設定させていただいていて,これは第1期計画の内容を基本的に踏襲し,表現の適正化を図った上で規定しているということでございます。この後,重点取組が前回は続いておりましたが,第3はここで中長期目標として切って,この1ページのみが第3,中長期目標を示す構成と修正をいたしました。

続きまして、第4でございます。第4の中で、1、第2期計画における重点取組、その後、2 として、第2期計画における施策群と構成を変えたということを御報告させていただきます。 そして、13ページの一番下の丸でございます。河島部会長ですが、湯浅委員から御指摘、 質問を頂戴いたしました。文化芸術と経済の好循環の創出と加速という重点取組を表すキ ーワードでございますけれども、これがどういう趣旨であるのかというところがもう少し 分かりやすい記述が必要であろうという御指摘をいただきました。

この部分を全面的に直しておりますけれども、一番下の丸の2つ目のこの辺りから御覧をいただけると、ハイライトがございまして、2行目の真ん中ですけれども、「国家戦略としての文化芸術政策を強力に推進することにより、文化芸術の本質的価値の創造・深化を図る」、この本質的価値というのが、第1期計画で提示されていた文化芸術の価値の1つ目でございます。また、「その本質的価値を生かして社会的・経済的価値を創出し、そこで得られた収益を本質的価値の向上のために再投資するという循環を生み出していく」、この社会的・経済的価値というのが第1期計画で示された2つ目と3つ目ということになりますけれども、この本質的価値と社会的・経済的価値というのが文化芸術を生み出していく価値であるんだというのが第1期から踏襲するべき大きな理念でございますけれども、そこに循環というものが生み出されていくことが重要だというのが、今回、改めて御提案させていただいておりのが生み出されていくことが重要だというのが、今回、改めて御提案させていただいており

ます文化芸術経済の好循環の創出と加速ということの趣旨であるんだということを明示的に改めて起こしておりまして、ここは大きく記載が変わっているところでございます。

そして、「こうした文化芸術と経済の好循環の創出と加速を図ることにより地域活性化及び経済成長を促進し、文化芸術立国の実現を目指す」ということで、西濱委員はじめ多くの委員、石田委員からもありましたけれども、文化芸術立国の実現というものが第1期計画で前文にどんと載っていて、それは非常にメッセージが強かった。我々は決して経済に寄るという趣旨ではなく、文化芸術立国の実現を目指すことが計画の引き続きの根幹であるところが、分かりやすく、併せて今回の重点のテーマとして、文化芸術と経済の好循環の創出と加速というところに置いていると。そこの関係性が分かるように、丸の部分を全面的に書き換えておりまして、ここがある意味、この第2期計画の最も重要なポイントではないかということで、推敲を重ねたという趣旨でございます。

14ページに行きたいと思います。重点取組の1つ目でございますけれども、重点取組1、ポストコロナの文化芸術活動の推進ということで、1つ目の丸の一番最初のパラグラフでございますけども、このパラグラフは前回の資料にはなかったパラグラフでございまして、西濱委員から御指摘ございました不易だけれども重要である点でございまして、「我が国の文化芸術活動の活性化を図るとともに、文化芸術水準の一層の向上が図られるよう、文化芸術団体の支援、文化芸術の担い手の確保・養成等を図る」、これを一番上に持ってきているということでございまして、この内容はある意味当たり前というか、当然ということで、具体的な記載はなかったんですけども、当たり前のことをしっかり書かなければ、それが当然文化庁として進めていくべきであることは理解いただけないのではないかという趣旨の御指摘でありましたと思いますし、それは我々も本意ではございませんので、しっかり一番上のパラグラフに加筆をしたということでございます。

併せまして、「文化芸術の担い手の活動を着実に推進するとともに」とございまして、「文化芸術分野における活動基盤の強化等に資する施策」、併せまして「国による文化芸術団体等に対する自律的・持続的な発展に資する施策を重点的に実施する」と、こういった表現にしているということでございます。この具体例、この箱の中にありますように、「文化芸術水準の向上」を一番最初に持ってきたり、「活動基盤の強化、持続的・継続的な発展に資する支援の実施」、こういったものの順番を入れ替えて、御指摘が多かったもの、まとまりのあるものについては、まとめて上のほうに持ってきているという修正をさせていただいております。

重点取組2については、記述の修正が一部ございますけども、大きな変更はなくというと ころでございます。

重点取組3も、記述ぶりを多少修正しておりますが、項目立ても変わっておりません。

重点取組4でございます。ここは一定の変更・修正がございまして、多様性を尊重した文化芸術の振興、河島部会長、石田委員、そして湯浅委員、片岡委員、多くの先生方から御指摘、そして委員の皆様の御発言に対する御賛同を頂戴しておったところでございます。文化芸術の振興に当たっては、性別、年齢や障害の有無、国籍等に関わらず、誰もが自らの意思に基づいて文化芸術活動に参画し、文化芸術の価値を享受できる環境を整備することが重要だという指摘でございます。そして一番上に、性別、年齢、障害の有無に関わらず活動できる環境の整備と。併せて、共生社会の実現に向けた障害者等による文化芸術活動への参画の促進。この記述は前回なかったんですけども、日本語教育の推進、これは非常に共生社会の実現ということで、政府を挙げて文化庁を中心に進めている内容でございます。これは新たに記述をさせていただきました。共生社会を実現するための日本語教育の推進ということでございます。そして、財源を多様に確保していく。これは文化芸術を支えていただくステークホルダーも多様であろうということで、多様である環境をつくっていこうということで、こちらに記載をしております。これは前からあったものでございますけども、重点取組4については、第7回から第8回、第9回と徐々に推移をしてきて、変更がある部分でございます。。

グローバル展開の加速の部分でございまして、20ページでございます。一番下の四角の中の気候変動の部分、松田委員からの御指摘と河島部会長からも御賛同いただいた、気候変動や持続可能な開発といった地球規模課題への文化政策としての対応、こちらをグローバルのほうに移しております。もともとは第7回で片岡委員だったり河島部会長から御提案をいただいた内容でございますけども、御提案をいただいて重点取組4に記載があり、第8回の御指摘を踏まえ、第9回の資料では重点取組5に移っているという推移を経ております。

20ページの下の重点取組6の部分でございますけれども、こちらも河島部会長、併せて高野委員からも御指摘いただきました、文化芸術を通じた地方創生の推進ということで、この辺りの記述の、目的として文化芸術を使ってどういった方向性を目指すのかというところが曖昧だという指摘、そしてまちづくりという趣旨、その目的をしっかり明示するということで、文化芸術活動を通じて「心豊かな人生を送ることができる環境を整備するとともに、観光、まちづくり、国際交流、その他の分野と連携して地方創生を推進する」という記述、

文化芸術を進めていくことの一つの目的として、地方創生の推進というものを分かりやす く簡潔に記載をしたということでございます。

21ページ目,こちらでございますけども,2つ目の丸でございます。劇場・音楽堂の記述, 石田委員,西濱委員から第7回,第8回と併せていただいておりまして,独立した項目として 記載をさせていただきました。

併せまして、重点取組7につきましては、第7回、落合委員の発表もいただきまして、重点 取組として追加をさせていただきまして、前回の会議においても松田委員からも御指摘い ただきまして、それに呼応する形で落合委員からも追加の御発言を頂戴したところを反映 させていただきまして、徐々に充実させていただいているところでございます。

重点取組の1から7までの修正点を御説明させていただきました。

24ページの施策群、こちらは石田委員から御指摘いただきましたが、重点取組と施策群の対応関係が曖昧ではないかという御指摘でございましたので、多少重複するところはあるんですけれども、主に任意の施策がどの重点取組と対応しているかということをこちらで整理させていただきまして、順番としてはかなり入れ替わってございますが、重点取組と施策の関係が分かりやすいように、このように16の施策群を並べ直しているということでございます。こちらは今後、事務的な処理としてと言ってもいいかもしれませんが、重複関係が多少ございますので、ある一つの施策群が必ずしも一つの重点取組にのみ対応しているわけではございませんが、一方で、全ての再掲を丁寧に拾っていくと、やや複雑になって分かりにくい構成にもなるということで、その辺りをうまく表現ができるようにしていきたいと思っております。現時点での中間報告案としては、1施策群を1重点取組と対応させて、分かりやすい表現を旨としたということでございます。

施策については、そろそろ概算要求が当初予算案として固まってくることもございますし、各省の記述も増えてきているところでございますので、この1週間の間に精査をさせていただきまして、記述としてはまとめており、併せて関係各省庁、非常に多くの省庁からも登録がございましたので、施策群としての記述は加筆なり追記されているところがあろうかと思いますが、前回から加筆されている部分が多くございますので御覧いただきたいと思います。基本的に施策群というのは、政府全体として進めていく文化芸術施策をある程度網羅的に記載するということが旨として記載をしている。そこに併せて重点取組として進めていくべきものが、第4の1ポツに記載が上に上がっていくという構造でございますので、施策群というのは基本的に全ての文化芸術政策、少し細かいものとかは多少記載がないも

のも出てくるとは思うんですけども、基本的に文化芸術政策の分母というものと申しましょうか、それが全部施策群の1から16に含まれるということですので、今後新しい取組ですとか新しい施策が答申案の確定までに生じてくれば、施策群というのは自動的に増えていくということになります。それは今後の委員の皆様にも都度都度、施策群の追加といいますか、最新バージョンを共有することで、お示しをさせていただきたいと思っております。

50ページまで行きたいと思います。第5でございます。構成としての第5は変わっておりませんけれども、日比野委員から御指摘をいただいた内容といたしまして、全体の記述も増加しているんですけども、日比野委員からの指摘、まずこちらでございます。3つ目のポツの、今、ハイライトしている部分でございますけども、2行目の最後からです。文化芸術の本質的価値及び社会的・経済的価値の評価や、地球規模の課題に対する貢献の在り方を検討すると。こういったことをしっかり政策立案に裏づけとして調査であったり研究していくということが重要であろうということで、ここの趣旨をやや曖昧に記載しておったものを、はっきり明確にさせていただいたということでございます。

併せまして、小林委員に御指摘をいただきました、文化芸術政策を進めていく省庁間の体制ということに対する記述がないという御指摘でした。最後の5つ目のポツでございますけれども、政府一体となって取組が第1期でも推進をしてきて、第2期計画の推進に当たっては、より一層連携を強化すべきという内容で記載をさせていただきました。

最後,(3)でございますけども,国・地方公共団体と一体となった文化芸術の振興ということで,ここの表題についても石田委員から,地方公共団体に丸投げするような中身でありました。求められる役割というような記載だったんです。正確に申しますと,地方公共団体等に求められる役割という記述でございましたので,国・地方公共団体と同じ立場で一体となって文化芸術を振興していこうと,こういった表題に変更しております。

併せまして、松田委員から以前御指摘がございました、文化財保存活用大綱・地域計画、この記述も充実をさせる形で、国・地方公共団体一体となって進めていくことの重要な一つのトピックとしての文化財保存活用大綱・地域計画、平成30年の保護法の改正で追記された内容でございますけども、この内容もしっかり記載をさせていただいたということでございます。

委員の皆様方の御指摘からの修正点を中心に御説明をさせていただきました。少々長くなって恐縮でございますが、本日も御審議のほどよろしくお願い申し上げます。事務局からは以上でございます。

【河島部会長】 ありがとうございました。それでは、皆様からの御意見や質問等をお受けしたいと思います。何かお気づきの点、あと、これは言ったのに、あまり直っていないなということがあったら言ってもいいんですか。

【斉藤政策課課長補佐】 はい。

【河島部会長】 それは何か理由があるのであろうと忖度せずにいて,何か理由があるのであれば,言っていただくということで。皆様,どうぞ,気になる点ありませんでしょうか。 では、山本委員から。

【山本委員】 細かいところですが、28ページの2、目標を達成するための必要な取組というところの3つ目の文章で、文化財建造物の保存修理のためというところから進んで、木材、檜皮、ずっとありますが、ここで「植物性資材」という、植物性に偏ったような表現になっていますが、実は建造物においても美工品においても、原材料や用具の中で必要なものは植物性資源だけではなくて、鉱物的なもの、今問題になっているのは「砥石」とか「砥の粉」なども生産があまりうまくできていない、採集する人が減っているというようなことがあるので、植物性資源という言葉ではなく、植物性・鉱物性資源とするか、天然物資源とするか、この言葉は何かいい言葉に変えていただけるといいと思います。

【河島部会長】 ありがとうございました。貴重な御意見だと思います。ほかにいかがで しょうか。

石田委員, どうぞ。

【石田委員】 石田です。ありがとうございます。今,事務局からの御説明にはなかったと思うんですけれども、前は何度か出てきていたアーツカウンシル機能の強化という文言が見当たらなくなったように思うのですが、この辺りは何か経緯がありましたでしょうか。 【板倉文化経済・国際課長】 文化経済国際課の板倉でございます。お疲れさまです。今,石田委員から御質問があった件でございますけれども、具体的になくなったところというのが、14ページのところとあの辺りの周辺だと思うんですが、考え方としては、アーツカウンシル機能という言葉の中で、結局アーツカウンシル機能というのは、ある種、何かを実現するためのツールかと思います。その中で、今回の計画において特に実現すべきものは何かといったときに、自律的・持続的な発展ということかと整理をいたしまして、そしてその言葉が、アーツカウンシルという言葉と、それから伴走型支援という言葉が前はあったかと思うんですが、そこで目指していくものというのを要は端的に整理して、自律的・持続的な発展と整理をさせていただいたところでございます。これは用語がアーツカウンシルと自律

的・持続的発展と伴走型というのが並んでいて、何がどうかということが分かりにくいところがありましたので、一旦、自律的・持続的な発展に目的を集約させて文章を整理したというところでございます。

【石田委員】 ありがとうございます。板倉課長、よく分かりました。重ねて申し上げたいんですけれども、アーツカウンシルという言葉がどうとられるかというのは日本ではまだ議論が尽くされていないというのは十分分かっておりまして、それもあって、先般、この部会でもパワーポイントを作ってお話を差し上げたという経緯もございました。私の気持ちとしては、せっかくお話ししたので、もう少し反映していただけるとうれしいなと、正直、思っております。基本計画において、支援に関する姿勢の提示というのを分かりやすく項目出ししていくというのは、国の姿勢として望ましいと思います。伴走型支援だとかそういったことの議論というのは、今後文化経済部会でなされていきますけれども、そういった議論をしていくためにも、基本計画の中にはもう少し明確に書いていただけないかなと思います。

ここで人を適切に配置して、公的助成を適切に配分していくと。これが非常に大事だという意識を共有するということを文言の中で表現していきたいと思います。ですので、できればですが、御検討いただきたいのは、国によるアーツカウンシル機能の評価を通じて、適切な支援を今後さらに実現していくと。そのための議論の継続を通じた体制整備、それから制度設計の充実が必須だといったことを大きく書いていただく、さらに、課長からもありました14ページの重点取組1の項目出しの部分、それから破線の四角の中の重点施策3つ目の丸のところに、アーツカウンシル機能の強化等に向けた体制整備と制度設計の充実が必須、必須までいかなくても、充実が望ましいと書き込んでいただけないでしょうか。国によるアーツカウンシル制度整備が各地の芸術文化助成の考え方にも参考になるようにしていきたいという意思を示すと。この制度整備や体制整備というのは何かということですけれども、文化審議会が策定した基本計画を基に、芸術文化助成を実行する機関としての日本芸術文化振興会の役割をここで明示する。それで、そこで助成に携わる人材像、機関の役割。政策形成機関としての文化庁と執行機関としての芸文振との役割の差別化というのを、みんながきちっと認識していくということが大事じゃないかなと思います。

それから、25ページ、1、目標のところ。施策群。国設置の独立行政法人において、今後 一層のアーツカウンシル機能等の充実、それに対して制度整備を図るといった文言を入れ ていただけないかと思います。こうすると、映画分野でPD・POが配置されるという事柄にも 対応できますし、芸文振の舞台芸術の専門家であるPD・POが配置されてきたということにも 呼応するのではないかと考えます。

最後、50ページです。50ページの(1)、新たな評価・検証及び政策立案、最後のところです。今後の方向性です。ここも芸術文化振興会における支援体制の充実、さらに地域における支援の在り方を検討する必要があるということで、国レベルのことと、それからそれを前提として地域も、そういった支援の在り方を検討する必要があるといった書き分けをしつつ、文化を支援するということに関して引き続き強い意識を持って国として取り組んでいきたいというようなことを書いていただく、その姿勢をお願いしたいなと思っております。以上です。

【河島部会長】 板倉課長、いかがでしょうか。

【板倉文化経済・国際課長】 ありがとうございます。今,石田委員がおっしゃられたことを,うまく文言に載せられるように整理したいと思います。結局これ,私も狙っていたことは,明確な形で誰が見ても分かるような文章にしたいということでございましたので,そういう形でアーツカウンシルという言葉をうまく入れていくということに関しては,よく趣旨を理解いたしましたので,考えてみたいと思います。ありがとうございます。

【石田委員】 ありがとうございます。以上です。

【河島部会長】 ありがとうございました。それでは、ほかにどなたかいらっしゃいますでしょうか。

どうぞ。

【桝井委員】 私も映画とか映像という言葉を拾ってチェックしてみたんですけれども、8ページ目の下から3行目ですけれども、「また、鑑賞活動以外の活動」というところに、映画への出演というのがあるんですけれども、この並びで違和感を感じたんですけれども、どういう趣旨で映画の出演というのが入っていますかね。

【斉藤政策課課長補佐】 文化庁でございます。この鑑賞活動以外の活動,8ページ目の下のところの括弧の中が,文化庁で実施をした文化芸術活動の参加割合という以前の調査がございまして,この調査票の文言をそのまま持ってきているところでございまして,第1期計画の戦略4を中間評価として昨年度評価をした際に,文化庁が実施しております世論調査の中で,文化芸術の鑑賞活動はどれぐらい参加されましたか,違う選択肢として,鑑賞活動以外の文化活動に何か参画をされていらっしゃいますかという質問に対する答えを比較することで,戦略4の評価を実はしたという経緯がございます。ですので,文化芸術鑑賞の

中に映画の鑑賞はもちろん入っておるわけでございますが、一方で、鑑賞活動以外の活動として、創作したり、演奏したり、映画に出演したり、お祭りに参加したりということで、参画するほうの文化芸術活動の参加、鑑賞ではない参加というところが、これもまた現状維持または減少傾向にあるという表し方をしたということでして、これは調査書の調査の項目の中にこういう記載があるということでございまして、逆に申しますと、鑑賞活動以外のものといいますか、鑑賞活動については上のほうに記述があるので、その中に映画の鑑賞ですとか、音楽界とか公演の鑑賞というものが含まれているという構造でございます。なので、確かにここに映画への出演と出てくると、若干突然な感じはするかもしれません。ここまで正確に調査項目を抽出するといいますか、引用する必要はないかもしれませんが、そういう趣旨でございます。

【桝井委員】 これはだから、一般の方が、アマチュアの方が映画に出演されるケースが減っていると理解する。

【斉藤政策課課長補佐】 多くは恐らく、創作をしたり、音楽の演奏をしたりというところで鑑賞活動以外の活動に参画されている方が多いと思いますので、鑑賞活動以外の活動として、例示として映画の出演はありますけれども、恐らくその中で、映画への出演ということでこの項目にはいと答えている方はそんなに多くはないんだとは思いますが……。

【桝井委員】 多分この項目自体、かなり変だと思いますので。例えばコロナによって仕事がなくなってプロの役者さんが減ったとか、アマチュア映画に出演する役者さんが減ったという議論は、この中では違和感があるなと思ったので、作品の創作が減ったということで、そこにまつわる人たちの関わりが減ったという理解ができると思うので、個人的には映画への出演というのはカットしておいたほうがいいようには思いました。

【斉藤政策課課長補佐】 承知いたしました。ありがとうございます。おっしゃるように、調査から持ってきているものでもありますので、注釈でしたり、うまい表現が、おっしゃるように誤解を与えない表現に修正をさせていただきます。ありがとうございます。

【桝井委員】 あと、先ほどのアーツカウンシルに関しては、私もつい最近、アーツカウンシル東京の方の説明を学校で紹介させていただいたんですけれども、このアーツカウンシルという言葉が普及するということがすごく大切だなと思うので、キーワードだなと思うので、先ほどの御説明があったように、ぜひアーツカウンシルという言葉をより一般的にしていく上では、ぜひ積極的に記載されるといいなと思いました。

あと、15ページの中ほどですけれども、映画・漫画・アニメーション等のメディア芸術の

振興というのがあって、その後、映像と書き換えられているんですけれども、ここで映画と 映像というのはどのように使い分けを意識的にされているんでしょうか。

【斉藤政策課課長補佐】 失礼いたしました。ここはもともと映像でございました。映像・漫画・アニメーション等ということで、担当課と相談をしてタイトルを映画と変えていて、タイトルのほうが修正をした内容でございます。ですので、下の丸の始まりも映画を意図して記載をしていて、ですので、もし先生のほうで御指摘いただけるようであれば、どちらが正しいか、これは映画でそろえるのが適切で、下が映像となっているのは反映の漏れでございますので、分けた意図はございません。ですので、どちらの表現が適切かということをぜひ御意見を頂戴できるとありがたいなと思います。

【桝井委員】 多分、映画に気を使っていただいて、映像がここだけ映画になったんだろうなと思うんですけれども、映画・漫画・アニメーション等とメディア芸術の振興という、このくくり自体も非常に何か居心地は悪いんですけれども、しようがないのかなと思うので、映像で統一したほうがいいんじゃないですかね。映像の中に映画も何もあるだろうということで、映像のほうが幅が広いので、私も映画という言葉が少しでも減るのは大変残念ではありますけれども、ただ、ここで言うと映像のほうが自然だろうなと思いました。ただ、ここの下に、いきなり「優れた日本映画」というのがポンと出てくるんですよね。だから、居場所としてここしかないんですかね、映画のことを語るところは。

【斉藤政策課課長補佐】 そうですね。2つお話をさせていただきますと,実は文化芸術基本法第9条という条文がございまして,ここを読ませていただくと,「国は,映画,漫画,アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術(以下「メディア芸術」という。)の振興を図る」という記載でございまして,法律にそろえると,映画・漫画・アニメーションとすることになるかなと思っておりますので,できれば下のほうを映画に,本文のほうを映画に変えたいと思います。

【桝井委員】 分かりました。それでは、そのように理解しましたので。

【斉藤政策課課長補佐】 こちらの施策群のほうで映画の記載がございますけれども,適切なところがほかにあるようであれば。重点取組は現時点では再掲という記載をしておりませんので,重点取組1以外で適切なところがあればと思うんですけども,今の感じだと1なのかなとは思います。

【桝井委員】 実は今、映画という言葉が包括する意味が非常に変わってきて、多分、人によって映画というものが便利に使われるんですけれども、映像であったり、いろいろと変

化しているということで、多分、今の映画という言葉自体をずっと踏襲していくことが時代 に合ってこなくなってくるんだろうなとは思っておりますので、映画と映像の言葉の使い 方というのは今後要注意かなと。

【斉藤政策課課長補佐】 恐れ入ります。一旦法律に準拠させていただくということで、映画でいきたいと思います。ありがとうございます。

【桝井委員】 了解です。

【河島部会長】 今の映画と映像の話ですけれども、文化庁って、NHKとか放送局がつくる番組とかドキュメンタリーとかドラマとか、映像作品の賞とか出していなかったですか。 【斉藤政策課課長補佐】 メディアの芸術祭とかでは当然扱ってはいますね。

【河島部会長】 そうすると本当は映像だよなという気がしたんですけれども、でも、今、 桝井委員がおっしゃったように、映画という言葉の意味も変わっているのであれば、それで もよくて、法律に準拠というのが取りあえずは安全かなという気もするんですけれども、私 など結構、映像というほうが、最近は両方併せて使っていることが自分は多いです。

【桝井委員】 だから本当は映画という意味を少し定義して、そういったドラマやドキュメンタリーも含めてというものだというのを1回どこかで定義しておかないと、非常にあやふやになっている時代ではあるということなので、多分、この映画という言葉だけを読んでも、おっしゃるとおり、読み手によって、テレビドラマが入っていないじゃないかとかそういうリアクションがあると思いますね。

【河島部会長】 じゃあ、どうしますか。預かりで。

【斉藤政策課課長補佐】 はい。担当とも相談は。

【河島部会長】 ここに関して指摘があったということで、この場で決めなきゃいけないというものでもないと思いますので、少し内部で検討していただくことにします。

【斉藤政策課課長補佐】 芸文担当,何かコメントありますでしょうか。

【山田参事官(芸術文化担当)】 失礼いたします。芸文参事官山田でございます。なかなか政策部会に参画できないままに、今、大分文章がいろいろ手厚くなってきているという状況かと思います。先ほどの映画・映像の話ですけども、まさに過渡期かなと思っております。具体的な25ページにあります、5年間でまさに目標を達成するための必要な取組というところには、少し配信の拡大ということを踏まえた議論を進めていければなと思っておりまして、そこに関しましては、基本的には映像も含めて検討していくんだろうなと思っております。

ただ一方で、先ほど政策課からも説明ありましたとおり、基本法上は映画ということが表に立って一つのワードとしていくくられているという現実。それから、憲章の関係では、テレビのドキュメンタリーあるいはラジオドキュメンタリーといったものは放送という言葉で書かれておりまして、文化庁の基本法の中に放送は多分入ってないという整理かと思いますので、そういう意味では一旦、施策ベースで考えたときには、まず現状は映画に関する振興方策というのが平成10年代半ばから続いているという現実を踏まえて、映画の中で配信の拡大、そういった映像への広がりということも、今後この5年間で検討していくという整理にさせていただければと思います。

以上でございます。

【河島部会長】 分かりました。では、桝井委員、何かありましたら。

【桝井委員】 あと、18ページですが、これは下の計画期間中に取り組むべき重要施策のところに、性別、年齢に関わらず云々というところでありますけれども、これは上の重点取組4の上のほうには国籍と入っているんですけれども、あえてここは国籍というのを外したという理解でございますか。

【斉藤政策課課長補佐】 今の文化庁で進めている外国人の皆様への対応というところで、日本語教育の推進という部分を対応させてこちらにしておるんですけれども、当然、性別、年齢、障害の有無、国籍等に関わらずということかと思いますので、庁内で調整をさせていただきますが、基本的には国籍も追加するほうが確かに適切なように思います。

下のほうで特別なといいますか、日本にいらっしゃる外国人の方々への日本語教育の推進というところを特出しをして一つ丸を置いているので、こういう記述になっておりますが、おっしゃるように、あまり適切ではないようにも思いますので、調整といいますか、相談をさせていただいた上で、この環境の整備というところは特に国籍等に関わらずということになってくると思いますので、そのようにいたしたいと思います。

【桝井委員】 ちょうどndjcという文化庁がいろいろ協力していただいている若手監督育成プロジェクトとか、学生のインターンシップの協力を文化庁にもしていただいているんですけれども、外国人は該当しないんですね。日本国籍じゃないと映画の制作現場のインターンシップに参加できないという現状があって、うちの藝大の留学生もほとんど中国人になってしまいまして、彼らに映画の現場を経験させてあげたいんですけれども、文化庁的な今の構造で言うと、外国人は該当しないということで、これもそろそろ変えていかないと、人材育成という意味と、芸術活動を日本人ではなくて外国人と一緒にものをつくっていく

という状況に来ているものですから、ぜひ国籍問わず芸術活動をする人たちを応援するんだと強調していただけるとありがたいなと思っています。

【河島部会長】 ありがとうございます。大変重要な指摘だと思いました。ぜひどこかというか、ここのところで。

今,手が挙がっているんですけれども,同じページで,すごく細かいことですけれども, 重点取組4の,「性別,年齢や障害の有無,国籍等に関わらず,誰もが自らの意思に基づいて 文化芸術活動に参画し」とあるんですけれども,この自らの意思に基づいてって大事ですか。 絶対に必要ですかね。私,なくてもいいんじゃないかと思っていまして。例えば認知症の方 だとか,必ずしも自分の意思ではないけれども,触れることで脳内が活性化されて治ってい くとかいうのもあるかと思うので,どうしても入れなくてもいいのであれば,取っても別に 問題ないのではないかなと気になりました。

では、手が挙がっているのが小林委員と生駒委員だけですか。じゃあ、その順番でお願いします。

【小林委員】 小林です。御修正、いろいろありがとうございました。私が言いたいのは一つだけです。第5のところの3は、変えていただき、ありがとうございました。3の最初の丸ポツですけれども、「地方公共団体は、文化芸術の振興を図る上で、各地域に根差した施策を実施するなど極めて重要な役割を果たすものである」というところですが……。

【河島部会長】 小林さん、ページ数言ってくださいますか。

【小林委員】 51ページです。51ページの(3)の最初の丸ポチです。そこですが、これ、地方公共団体の役割を書いてくださったのはよかったと思うのですが、実はこの「各地域に根差した施策を実施するなど」というところは要りますでしょうか。つまり、様々な文化資源があって、それを生かしてまちづくりをするときに、各地域に根差したやり方をするのはいいと思うのですけれども、先ほどもあったように、例えばダイバーシティーみたいなものとか、全国平等にやらなければならないものというのがあると思うんです。例えば経済格差などで文化芸術に触れられないとか、障害の有無によって文化芸術に触れられないといったことについては、これは全国平等に展開していく必要があるようなものだと思います。それを思うと、まちづくり的に各地域に根差してやらなくてはならないもの、あるいは文化資源が違うから地域ごとに違ってくるものと、全国的に行わなければならないものの両方があると思います。

従って、単純に、「地方公共団体は、文化芸術振興を図る上で極めて重要な役割を果たす

ものである」、だから一緒にやりましょうという形にできないでしょうか。これを入れていただいたのはとてもいいと思いますけれども、何かこれだと、すごく特色あることだけやっていればよくて、アクセスの部分の保障みたいなことはやらなくてもいいと思われないかと心配になりました。

以上です。

【河島部会長】 いかがですか。斉藤さん、何かありますか。

【斉藤政策課課長補佐】 ありがとうございます。おっしゃるとおり、ネガティブな方向でこの記述を捉えられるのは我々も本意ではございませんので、おっしゃるとおり検討したいと思うんですが、文化芸術基本法に立ち返りますと、「国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図る」となっていることを受けて、こういう記述にしたということがございます。

ただ、おっしゃるように、全国一律で、ダイバーシティーの部分ですが、全国広く進めていくものも文化庁の施策で多うございますので、誤解を与えるといいますか、各地方公共団体の方々にとって、そういったミスリードになるような記述であれば、削除することが妥当だろうと思いますので、参酌をしたいと思います。ありがとうございます。

【小林委員】 お願いします。というのも、さっきのダイバーシティーのところで、要は居住する地域という問題と経済格差の部分は除かれています。むしろその部分を配慮していけるのは地方公共団体だと思いますから、何かそういう方向性で考えられるように、自分たちこそ文化芸術のアクセスにとって重要な役割を果たす必要があるのだと思ってもらえるような記述にしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【斉藤政策課課長補佐】 改めての記述として、例えばこれを削除して、「文化芸術振興を図る上で重要な役割を果たす」という記述もあると思いますし、各地域に根差して施策を実施していただくことも重要だということで、委員おっしゃる点を加筆するというような対応もあると思いますので、どちらかにしたいなという形にいたしたいと思います。

【小林委員】 お任せします。

【斉藤政策課課長補佐】 御意見ありがとうございます。

【河島部会長】 私も2つ書くほうがむしろいいのではないかと思うんですけれども、それでも大丈夫ですか、小林さん。お任せしますというのは。

【小林委員】 はい。お任せします。

【河島部会長】 分かりました。ありがとうございます。

生駒委員, どうぞ。

【生駒委員】 私、今日は前の会議の都合で遅れまして、失礼いたしました。聞き逃している点に絡んでいましたら指摘していただきたいんですが、一つ感想と質問です。

感想は、いろいろな委員の意見を取り込んでいただいて、コロナ禍を経て文化芸術の役割 が非常に大きいんだということをしっかりと書いてくださった件は、とてもよいと思いま した。

もう一つ質問ですけれども、ファッションですとか食について、あまり触れられていない 印象があるんですね。そもそも前文で、文化芸術、この推進基本計画の何ぞやというものを 前文でまとめられているとは思うんですが、そもそもここで言う文化芸術とはという定義 のようなものが、ジャンルも含めてあったほうがいいのではないかなと思っています。多分 全部に散らばってはいるとは思うんですが、そもそもこの推進していく文化芸術とはとい う、その部分が、とりわけジャンルについて、今、いろいろな方の御意見があったと思うん ですけども、そういうものがクリアに伝わるような一文も必要なのではないかなと考えま したが、いかがでしょうか。

以上です。

【斉藤政策課課長補佐】 ありがとうございます。基本的に、おっしゃるように、文化芸術の定義というものは必要だろうと思うんですけれども、前提として文化芸術基本法に非常に細かく、文化芸術は何かというところは記載がございます。今すぐには皆様御覧いただけないかもしれませんが、第8条のところから第13条のところまで記載がありまして、これが結構細かく、文化芸術は何か、例えば将棋、囲碁、国民的娯楽とか、こういうことまで含めて細かく入っていたりします。広く文化庁も、ある意味その都度、文化芸術の範囲、定義とは何かを考えながら、いろいろな施策を進行しておるところでございますけれども、文化芸術基本法に基づく計画であるということで、その辺りの定義というものは基本法によるんだということは、加筆が必要かどうかはまた検討いたしますけども、そこは前提として法律からの付託を受けた計画ですというところで定義を同じくしているというのが基本的な考え方でございます。

ファッションにつきましては,経済産業省がファッション政策の調査研究を昨年度結構 しっかりやっていらっしゃったようで,実はその記述自体はこの中にないんですけれども, まずは生活文化としての服飾ということでファッションは入ってくるんだろうと思います。 その中で,ファッション政策の研究会を昨年何度も有識者を交えて回していた経産省とも 連携をして、ファッションに関する記述はぜひ、施策群ベースになってくると思いますが、 取り込むようにしたいと思います、私もそのファッション研究会に参画をさせていただい ていて、非常に力を入れて会議をやっていて、新しい我が国のファッション政策の在り方を 結構興味深い形で経産省は提示していたなと僣越ながら思いますので、記述がないのも不 適切ですし、もったいないと思いますので、経産省と調整をさせていただいて、中間報告案 にはしっかり盛り込むようにしたいと思います。

【生駒委員】 ぜひファッション,重要な文化の一つだと思いますので,今おっしゃってくださったような方向でよろしくお願いします。

あと、食もそこには入っているということですか。

【斉藤政策課課長補佐】 そうですね。食はまさにこの施策群のところでございます。まず、施策群の14でございますね。これが食に関する結構細かい記述があります。もしこの中で、文化庁がやっている施策として足りないところとかも一部あるかもしれませんが、食は食文化担当がありまして、まとめて非常に前向きに進めさせていただいているところでございます。

併せまして、重点取組6、22ページ、ここの中にも重点取組として、食文化をはじめとする生活文化の振興ということで記載をさせていただいておりまして、この中で様々なことを進めております。1つ目の丸、2つ目の丸が主に文化庁を中心とした取組で、3つ目の丸は農林水産省が進めている食に関する文化的な取組ということで、重点取組にも食文化の振興については記載をさせていただいている状況でございます。

【生駒委員】 それでは、ぜひファッションも同じく並べていただいて、私も経産省の未来ファッション会議、力を入れていますので、よろしくお願いいたします。

【斉藤政策課課長補佐】 ありがとうございます。

【河島部会長】 次、西濱委員のお手が挙がっているんですけれども、今の文化芸術の定義とかいう辺りに関係して、私、気になっているんですけれども、前文の表示の1つ目は総論ですよね。その次が、我が国には魅力的な有形無形の文化財が数多くあり云々かんぬんで、これはこれでいいんですけれども、あれって感じで、え、文化財だけなのと思いまして、文化財の定義にももちろんよるんですけれども、もう一つ丸をつくってもらって、現代の芸術活動や、それこそファッションやデザインやアートやポップカルチャーだとか、もうとにかく現代日本というのが世界の中でも一つの文化的パワーハウスとして非常に大きな力を持っているとか、現在の創造活動や、あとは古典ではあるけれども、それを上演する活動、古

典や伝統芸能の上演活動も盛んでとか、とにかく何かもっといっぱいそういうことも書く 丸が一つないと、読んだ人は、あれ、これは文化財だけの文章になっていくのと、まさかと いう感じなんですよ。お願いしてよろしいでしょうか。

【斉藤政策課課長補佐】 ありがとうございます。

【河島部会長】 よろしくお願いします。そうすると、また後ろのほうにもファッションとかアートとかいろいろなもの、あと建築だとかデザインだとか出てくると思いますので、いい、呼応していくかなと思います。

それでは次,西濱委員,どうぞ。

【西濱委員】 ありがとうございます。まず、文化庁の皆さん、かなり非常に私どもも前回お話ししたことを反映させていただいたことに感謝いたします。それから、非常にしっかりとした形で書いていただいて、ありがたいなと思いました。

まず、1ページ目の前文ですけれども、先ほど河島部会長がつい直前で御指摘いただいたような形で、じゃあ文化芸術活動って何だろうというところに関して、非常にきちっと言うのか、こういうものでしょうというところがあるのではないのかなと思うんです。例えば日本の伝統芸能、日本で守るべき文化というのは、歌舞伎、能、狂言、文楽だというような印象もなきにしもあらず。その中で、当然、芸術文化団体には、演劇もあれば、オペラもあれば、オーケストラもあれば、様々なジャンル、ミュージカルとか映画ももちろんそうですしというのがあるというところ、そういった何か舞台芸術の全体像というのが見えるような表記、それがさっき部会長のおっしゃった現代のカルチャーとかにもつながっていくような部分というのがあってもいいんじゃないのかなと思いました。文化芸術とは何ぞやというところが少し見にくいかなと感じます。

同じく1ページの、文化芸術が有する本質的価値。これ、前回までもよくありましたけれども、本質的価値というのは何だろうというところ。この本質的価値が、前文の1番目の丸、「文化芸術は、人々の創造を育み」というところなのかもしれないですね。だとすると、この1番目の丸のところに、このような本質的価値を有するというような表記があって、本質的価値というのは何を示すんだろうというのがもう少し明確化されたほうがいいんじゃないかと思いました。

あと、飛ぶんですけれども、10ページ目に、戦略1の関係で、2つ目のポツの1個前、「長期的に我が国の文化芸術の担い手を確保する方策を検討することが必要である」、これも私も何かポカンと今まで見ていて、何をやっているんだと僕自身反省していますけれども、担い

手というのが結局、職業的芸術家、プロフェッショナルなのか、アマチュアの方なのか、その双方なのか。でも、例えばここで言う、持続的に文化芸術の本質的価値を提供し続けるとか、その層を拡大していくというところになると、この職業的な芸術家、プロフェッショナルを育てていくんだというところが重要ではないか。この担い手という表現が非常に総合的で、全てを含んでいるとも言えますけれども、「文化芸術の担い手が置かれた不安定な状況を改善し」というようなことになってくると、あくまでもこれってもう、職業的なプロフェッショナルな芸術家という規定をここで取り入れることはできないだろうかと考えました。

次が25ページ,大分飛んでしまうんですけれども,目標を達成するための必要な取組の部分で,ここもありがとうございます,「舞台芸術の水準向上や持続可能な発展を図るため,これまで実施してきた公演単位での支援のみならず,分野を統括する役割を担う統括団体等への支援と,支援スキームを総合的に改善する」という記載ですけれども,ここが少し改善というのがよく見えない。これはなかなか書きづらいと思うんですけども,これって明らかに拡大していくとか,要はこれを力強くやっていくという意味だと思うんですね。そこの部分,じゃあ統括団体への支援というのが改善につながるのかというところも,大きな議論になるかと思うんです。そうなると,この支援スキームの総合的な改善という部分も,何か別の表現がないのかなと感じました。

最後ですけれども、27ページになりますと、ここが施策群として、基盤強化、自律的運営による文化芸術の持続可能な発展ですね。ここで、自律的運営というところはもちろん、持続可能な形で活動を継続できるよう評価の部分で、2の1番目の丸、「文化芸術の担い手は小規模な団体や個人で活動する者が多く」とありますが、「者も」と「も」に変えることはできないかと思いました。私どものような大規模な団体というのも、非常に持続的に継続的に物事を国民に提供していく上で重要な役割を果たしていると自負しています。だからこれが、フリーランスであるとかそういった方々、今回コロナの中で明らかになった脆弱性を特に大事にするんだというところはあるのは理解しておりますが、「者が」という割と強めの表現よりも、「者も」というような表現にしていただいたほうが、より有意義なのではないかなと思いました。

あとは、この中で非常にざっと読んでいって、定義の明確化というのが難しい、そこまで書くのかというところはあるんですが、ここの目標を達成するための必要な取組、27ページの3つ目の丸で、「自律的運営の障害となっている課題解決」。障害って何だろう、それから

課題って何だろうというところの明確化というのも,今さらですけれども,少し踏み込めないのかなと感じました。

ごめんなさい,以上です。

【斉藤政策課課長補佐】 まず一つ、私からお話をといいますか、少し御説明をさせていただきたいんですけれども、担い手の議論、10ページだったかと思いますけれども、ここで、おっしゃるように、中間評価における担い手の議論というのは、どちらかというとプロといいますか、実演であったり、実際に文化芸術活動に携わっていらっしゃる方を意識して、この10ページはその意識で書いている、中間評価の段階ではそうであったと思います。

その中間評価の状況を踏まえて、上のほうに、4ページになるんですけれども、ここのメッセージは少し変わっていまして、ここは、人口の減少は当然ですけども、「文化芸術の多様化により、特に地方部での文化芸術の担い手が減少し」というところですが、ここは担い手だけではなくて、「人口減少は、」という4行目から御覧いただきたいんですけども、「担い手のみならず、公演の鑑賞者や博物館・美術館の入館者等の減少」、「需要の減少・市場の縮小」ということで、担い手ももちろん確保していくことが必要だし、それを享受する受け手といいますか、鑑賞者であったり、美術館・博物館の入館者であったり、文化芸術の価値を享受する人たちというんでしょうか、そういった受け手も減少していくというところにいかにこの計画の中で向き合っていくかというのは、この計画全体を貫くコンセプトではございまして、担い手側、その供給者だけのアプローチではないという視点も、この計画は強めに打ち出している趣旨でございます。

ただ、10ページは中間評価ですので、担い手の減少について触れた記述になっているという構造でございまして、計画全体では、需要者・供給者、両方を意識した未来の文化芸術政策の在り方を記載している、10ページは中間評価として担い手に限定した記載であるということが言えるかと思います。

併せまして、山田参事官いらっしゃいますでしょうか。25ページのスキーム改善のところ、 もし可能であれば。

【山田参事官(芸術文化担当)】 失礼いたします。芸文山田でございます。25ページのところ、統括団体の支援のお話をいただきました。ここですけれども、多分、西濱委員の御指摘を踏まえると、恐らく今まで芸団協さんが、ある意味、公園単位の支援だけでなくて団体に着目した支援をということで長年にわたって御要望いただいてきたと承知しております。そういう中で、多分表記としては、今後5年間というところで申し上げると、分野を統

括する役割を担う統括団体等への支援の枠組みを導入するということが一番端的に表せる のかなとお話をお伺いして思いましたが、いかがでしょうか。

【西濱委員】 ありがとうございます。アートキャラバンというのがコロナ禍で急速に存在価値を高めてきてくださって、私どももアートキャラバンを持続できないかということをずっとお話をしてきました。今御指摘のとおり、芸団協をはじめとした統括団体の支援の枠組みを新たにつくっていく、そういう表現であれば、非常に美しいというのかなと思いました。ありがとうございます。

【山田参事官(芸術文化担当)】 ありがとうございます。

【河島部会長】 今の西濱委員の御発言に関係することですけれども、前回だったと思うんですけれども、統括団体というのが前に今回いっぱい出ていてどうかなということを石田委員と西濱委員にも意見をお伺いして、微妙だなということだったと思っているんですけれども、今おっしゃった25ページについて、統括団体等への支援枠組みを今後は考えていくということは全く問題ないと思うんですが、21ページで、下から2番目の丸で、統括団体による地方における文化芸術公演の積極的な展開の支援と、またここでも非常に強く出ていて、文章としてはいいかもしれないんですけれども、見出しにまで入れるというのは本当にやや抵抗感がありまして、いかがなものかなと思っているんですけれども、事務局の方々、いかがでしょうか。

【山田参事官(芸術文化担当)】 引き続き山田でございます。多分、統括団体の言葉が非常に多く出ているところが若干、繰り返し必要ないようなところまで出ているところもあるかと思いますので、全体を通してもう1回読み合わせて、削れるところは削ればいいかなとは思います。

ただ一方で、コロナ禍での支援の中でなかなか難しさがあったところは、団体が、芸術団体は非常に小さいところから大きいところまでいろいろある中で、その分野を横断する統括団体の役割、分野を牽引する統括団体の役割というのは非常に重要だろうというところの共通認識ができたかなと思っておりますので、そういったコロナ禍での支援ということを踏まえながら、ここの役割に着目するところは今後5年間の重要なポイントなのかなと思っております。

いずれにいたしましても、文言については少し、いま一度精査したいと思います。ありが とうございます。

【河島部会長】 ありがとうございます。

では,石田委員,どうぞ。

【石田委員】 今,山田参事官がおっしゃったことで,この辺りのニュアンスが変わって くるかなと思っています。

1点だけ、私、前回も申し上げたんですけれども、統括団体が中間支援組織のような立場で何か役割を具体的に果たすことがコロナ禍においては非常に有効だったということは、それは先ほどおっしゃったとおりです。けれども、ここに書いてある、各分野の文化芸術団体に対して的確に助言するというこの機能が、私は、文化庁あるいは芸文振、そういった支援をする側においても大事で、そういった文化芸術団体の意見や状況をまとめ、こういったことが今起きている、こういったことが必要だといったことをお互いに共有し合う、その接点として公的な諸機関の役割はとても大きいんじゃないかと思っています。さらに、統括団体が、国が今、こういうことを考えていて、地方公共団体でこういうニーズがあるよということを各文化芸術団体と共有して、どのように我々の活動をつくっていこうかといったことをを文化芸術団体と共有して、どのように我々の活動をつくっていこうかといったことをまとめていくような、そういう役割だという認識をしっかりと持ったほうがいいのかなと感じています。それが今のお話の流れの中での意見です。

別の観点からよろしいでしょうか、部会長。

【河島部会長】 どうぞ。今おっしゃったこと、私も大賛成です。よく分かりました。

【石田委員】 ありがとうございます。

【河島部会長】 では、次の点、どうぞ。

【石田委員】 今日は、個別具体的なことを皆さん専門の御立場でいろいろおっしゃっていただいていて、本当になるほどということばかりでした。それをお聞きしている中で私が感じてこれから皆さんとぜひお話ししたいと、部会長にもお話をリードしていただきたいと思うのが、この第2期の特徴についてです。これから、第1期でできなかったことをやっていくんだというのはもちろんそうですけれども、じゃあ次の5年間、我々は何を考えながらの計画を推進していくのかということを、もう少し今の段階で話をしておきたいと思いました。もちろんキーワードとしてはポストコロナですとか、それに基づいて地殻変動とも言えるぐらいの創造活動の変化が起きて、落合委員がおっしゃるようなデジタルの重要性が一層増したということがありました。こういった歴史的転換点において、文化政策というのがより一層、私たちだけが語るだけではなくて、広く一般にも必要なものだと認識されたというのが、この3年間ほどだったと思うんです。その中で、文化芸術立国という言葉なのか、我々は何を目指していくのかということを、もっと意識高く話をしていきたいと思います。

何度も出ていますけども、本質的価値、それから社会・経済価値の相互関係、これを強くして、文化振興というのを我々はどうやっていくのかということを、このポリシーメーキングの場で十分に話をしたい。その中で必要となる視点としては、新たな支援方策の強化ですとか、そういったことに必要となる体制整備とか制度の強化という言葉、一層必須なものとなっていくんでしょうけれども、そこで私が一番意識したいのが、この世界に入っていきたいと思う若者ですとか、ここで頑張っている人、人材に対する意識というのを十分に持つ。それから地域と国との関係ですね。地域で起きていること、地域が活動をしたいと思っていることというのを、どう国の文化政策の場で意識していくのかといったことは非常に重要な観点だと思いますので、こういったところを第2期の特徴として何かクローズアップしていけないかなということを思っています。

というところで、こうすべきだということではないんですが、第2期を私たちがどのよう に特徴づけていくのかを考えたいということを申し上げたかったです。以上です。

【河島部会長】 ありがとうございました。それはもう少し前文に書き込むべきことでもあるんですかね。

【石田委員】 おっしゃるとおりだと思います。前文は今,項目出しでいろいろなことを書いていただいていますけれども,これらが全て何に向かっていくのかという,大きなそれこそビジョンですね。それが1つ目はすてきな言葉がとても並んでいて,いいなと思うんです。だけれども,じゃあこれだよねという,例えば文化芸術立国だとか,そういう象徴的な言葉って何だろうなと思ったりするのです。この前文というのは我々の意識の具現化でもあるべきなので,何かメッセージ性の強い言葉がもう少し入らないかなという気はいたしました。

【河島部会長】 ありがとうございます。どのようにあれできるか難しい,作文力があれですけれども,今書いてもらっていることが,割とどれもうんうんという感じのことには違いないんですけれども,計画を策定・推進する必要があるというところは,何かとても行政的な事情みたいに読めちゃって,それ以上に,こういう国をつくっていくために,文化芸術立国だと思うんですけれども,その実現をこういうビジョンを持って目指したいので引き続き計画を強化していくんだというような持っていき方になるのかな。検討をしていただくことにします。でも重要な御指摘,ありがとうございます。

【石田委員】 お願いします。

【河島部会長】 日比野委員, どうぞ。

【日比野委員】 今の石田委員の話, 僕もそうだと思います。 抽象的な話になっちゃうか もしれませんけれども、先ほど途中であった、文化の担い手という言葉が出ていました。担 い手というのがこの中でたくさん出てきています。担い手というのに多少限定されるイメ ージがあるなと。その担い手というのが、何か既にあるものを次の人が担うことが担い手の 本来の意味で,担い手がいなくなるとかいうような使い方がされると思いますし,もっと大 きく日本の文化芸術の担い手の育成ということで言えば、もっと大きなイメージになるん ですけども、今の石田委員の、じゃあ全体の第2期が何を目指すかというときに、もっと強 調していくべきものは、人から人へ文化というのは伝えられていくんだという教育の部分 であったり育成の部分。担うというのは既にあるものを担っていくのではなくて、これから はかなり新たにつくり出すことができる人材であり、教育の仕方であり、育成の仕方であり という, これまでの伝統的なものを担うとともに, 今の社会状況の変容をしっかりと取り入 れる能力、そして、これまでのものを融合して次のものを提案できる能力のある人材を、そ れはもう育成していく。その人材育成というのは専門性ではなくて、それを幼少の頃から、 この中では子供に対する文化の鑑賞機会という言い方もしていますけども、それだけでは なく、子供というか、子供・大人関係なく社会の中でそれぞれの多様性の持っている価値観 を共有できる場があり、その中で次の文化を育み、それがちゃんと経済的な効果に結びつく ような新たな座組というか構造というかシステムというかプラットフォームを築くことを 目標とした社会を築いていくんだと。その人材が、教育というのが小中高という教育ではな くて、障害あるなし、そして高齢者、壮年の方々とか青年とか子供とか関係なしに、互いの 一人一人の違いを共有できて、多様性のある社会の魅力というものを理解できるような、そ の中からこそ次の文化が生まれてくるような社会を目指すんだと。きっとその中にはDX的 な技術も大変必要になってくると思いますし、こんなようなことが、前文なのか、全体的な 第2期の大きなメッセージで出るといいのかなと、今、皆さんの委員の意見をお伺いしなが ら思いました。

【河島部会長】 ありがとうございます。

では次、西濱委員、手を挙げていらっしゃいますか。どうぞ。

【西濱委員】 ありがとうございます。第2期のところ、今、石田委員からいろいろお話があって、日比野委員もお話しされていて、私も思うところは、人、担い手、今回コロナ禍というのを絶望的に甚大な被害を受ける中で、大きな転換点を迎えたと。そのときに、本質的価値であるとか、それからもう一つ言えるのは、こういった文化芸術の本質的価値が、実

は経済活動の土台、基盤をつくっていくんだというところの新たな視点だったと思うんです。それをお題目ではなく実感として感じられたのが、今回の第1期から2期へ移りゆく中で我々が得た、誰も想像していなかった出来事だったのではないかと思うんです。そういった点をかなり書き込んでいく、要は本質的価値が社会に対して非常な影響力を得ているんだという声明を発表することができたらいいなと、我々はそう思っています。

この委員会でも何度かお話しさせていただきましたけれども、私は舞台芸術に関わっているわけですけれども、商業的なベースの方々と、我々のような非営利の公益法人のような団体、今まで何となくこの2つで世界が遠かったわけです。米津玄師さん頑張っているな、でもな、オーケストラだしなというような感じでなっていたんだけれども、このコロナ禍の中で、職業的な営利団体と非営利団体、これらが一緒になって何かをつくっていくことが非常に増えてきたと思うんです。そういったところと、一方で、じゃあ非営利の団体、NPO法人であるとか、商業ベースに乗らない団体の価値って何だろうというところ、それは人材の育成であったりとか、土壌を拡大していくこと、要は本質的な部分をより追求していって、それがある種の商業的なベースラインに乗っていく、教育機関とハリウッドとかブロードウェイみたいな関連性というのもあると思うんです。そういった部分が見えてきたところで、様々な役割をそれぞれが担っていくところ、そのための方針をつくっていこうというところが一つの道筋ではないのかなと感じました。

最後のほうはとりとめなくて失礼しました。以上です。

【河島部会長】 どうもありがとうございます。じゃあ、それも前文への反映を望むということでよろしいんでしょうか。ありがとうございます。

ほかにどなたか手が挙がっていますか。もし挙がっていないのであれば、先に私から気がついたことで、一、二あるんですけれども、一つは、文化庁に、ほかにも文化振興、文化政策に関わる団体は幾つかあるということで、例えば、国際交流基金ですとか、幾つかヒアリングもさせてもらったところがありましたが、今まで総務省の地域創造のことを触れたことがなくて、忘れていたなと。何であそこを忘れてしまったんだろうと、非常に痛かったなと後悔しているところですけれども、文化庁さんとの連携もなくはないそうですが、地域創造が今までやってきたステージラボという地域の公共ホールの人材育成のプログラムというのは大変高い評価を受けていると思いますので、特に現場の人たちの間では大変高い評価もあり、そこで地域を越えて、地方を越えて、そのとき一緒に研修した仲間という何か横の連絡もできたりして、とても大きな意味を持っていますので、地域創造との連携というこ

ともどこかに書いていただきたいなと思っております。書くというより、今後も何か一緒に やれることを、特に地方の文化行政に関してはぜひやるべきではないかなと思っています。 それから、あとはレベルの違う話ですけれども、施策群丸5ですが、国土強靱化に資する 文化財の防火・防災対策の推進というのがあって、前からこれ、実は違和感あったんですけ れども、言う機会がなかったんですが、国土強靱化に資するというのがよく意味が分からな いんですけれども、結果としてそういうことになるということですか。それとも、国土強靱 化のために文化財の防火・防災対策があるという位置づけではないと思っていまして、これ は書かなくちゃいけないんですかというのが一つ質問としてあります。必要ないのであれ ば、違う言葉にするか、取るで良いのではないかなと思っております。

あと、ごめんなさい、これも細かいことですけれども、25ページのちょうど真ん中辺り、 桝井委員にもまた御意見を伺いたいんですけれども、こうした映画に関する支援の在り方 について、製作・上映のデジタル化、製作費の低予算化、配信の拡大等の、昨今の映画を取 り巻く環境の変化に云々かんぬんというのがあるんですが、デジタル技術のおかげで、製作 費をある意味、低減することは、節約はできているかもしれない、そういう事実はあるのか なとは思うんですけれども、映画作品の製作費自体は、国際的にはもっと高くなっていて、 日本の映画作品の予算があまりに少ないために、最近では韓国や中国とももう国際共同製 作してもらえない、日本と一緒にやったって、あまりに1桁分ぐらい予算が違って、もう相 手にされなくなっているという話もあるんです。なので、この製作費の低予算化というのが ここで適切かなというのは、かなり疑問ではあります。

桝井委員、もしいらして何か御意見あったら補強していただけますでしょうか。あるいは 私の認識と違うことがあれば、お願いいたします。いらっしゃらないかな。桝井委員、いか がでしょうか、何か。

置いておいて、国土強靱化のほうはいかがでしょうか。

【篠田文化資源活用課長】 文化資源活用課長の篠田でございます。国土強靭化の関係の御指摘ですけども、おっしゃった前者でございまして、文化財の防火対策・耐震対策について、結果として国土強靱化にするという趣旨であります。政府全体で国土強靱化計画の中で進めておりまして、首里城の火災などを契機として、文化財に対する防災に関する意識、それから対策の高まりがあって、政府の国土強靱化計画の中でも、文化財の防火・耐震対策等についてしっかり進めていくべきだということで閣議決定の中で位置づけがされて、対策を推進しているところでございますので、そことの関係も明確にするという趣旨で、国土強

靱化に資するという冠をつけて,文化財の防火・防災対策の推進ということで<u>対応</u>させてい ただいております。

【河島部会長】 分かりました。では、特にこのままで結構だと思います。ありがとうございました。

それでは、ほかに。落合委員って入られたんですか。御欠席になった。松田委員など、何かいかがでしょうか。

【松田委員】 松田でございます。部会長、ありがとうございます。前回からの委員の指摘を適切に踏まえてよくなったと感じておりました。全体的には、まず構造が、3つの中長期目標、9点取組、施策群がきれいに整理されましたし、また、これは部会長がこういうのも入れたらと提案されたと聞きましたけれども、地球規模の課題解決に貢献する、例えば気候変動ですとか持続可能な発展のような大きなことにも貢献するという方向性も加筆がさらにされて、また明確に位置づけられたなと思いましたし、海外への発信のみならず、各国の文化の理解、需要の促進も含めて国際交流するなどというのも、何か所かで書かれていました。

私が思ったのは本当に小さいことです。資料の番号で言うと29ページですね。施策群の丸3の最後に「企業等が保有する十分に活用されていない美術品等の文化資源等を積極的に活用する取組を推進する」と書いてあります。恐らくこれは文化庁のどこかの部署の方が書き込まれた、こういった事業をやりたいと追記されたことだと思うんですけれども、誤解されてしまう可能性も若干あるかなと思いました。企業等の所有者が持っていて十分に活用されてない美術品を、国がその所有者の意思を考慮せずに活用したいと捉えられないと良いなと思ったんですが、これはどのように進められる事業なのかをお伺いできればと思いました。その説明を聞けば、恐らくこの文言で問題ないと思うんですけれども、要は、権力を持った国家が所有者の財産権を侵害するようにも捉えられてしまう、と思いましたので、そこが質問です。

もう1点だけ、これは文言の調整ですけれども、次の30ページの施策群丸4の見出しのところで「無形遺産」となっている、ここは「無形文化遺産」のほうが良いと思いました。

ということで、私からは以上です。質問が1点だけございました。

【河島部会長】 それでは、先ほどの29ページの最後のところについては、どなたか。

【斉藤政策課課長補佐】 事務局でございます。この記述が実は経済産業省のクールジャパンの担当が記載をしてきた内容でございまして、経済産業省として企業との連携をして

いく中で、企業のもちろん合意が得られたり、それを経産省が取組として進める中で賛同をしていただける企業については、保有している美術品の価値を積極的に企業広報であったり文化の振興に活用していただくようなことを進めたいという意向があるということのようでした。ですので、松田先生の御指摘といいますか、御懸念には当たらない形での取組を、企業と連携している経産省として進めていくという趣旨と聞いております。

【松田委員】 承知しました。恐らくバブル期に大量に高いのを買って、その後、価値が下がってしまってなかなか出せないものがあると思うんですけれども、そういったものをどのように活用するのかなというのは少し気になるところです。ですが、曲解かもしれません。今の説明を聞けばいいのかなと思いましたが、念のためにもう一度、文化庁内で御確認いただいて、これでいいということであれば、そのままで大丈夫でしょうというコメントでした。以上です。

【斉藤政策課課長補佐】 改めて経産省と制度の趣旨ももう少し深掘りした上で、先生方により詳細な御説明ができるように備えたいと思います。ありがとうございます。

【河島部会長】 まだ時間ありますので、細かい点でも結構ですので、名越委員などいかがでしょうか。まだ今日御発言いただいていなかったと思いますが。

【名越委員】 ありがとうございます。貴重なお時間をいただきます。私も本当に細かい 点を2つ。

先ほどの前文に関する日比野委員の意見、とてもいいなと思って大きく賛同するところです。付け加えて私が感じているところを述べさせていただきますと、文化芸術について、確かにコロナ禍では大きなマイナスがありましたけれども、逆にコロナ禍だからこそ生まれた新たな文化芸術の表現方法もあったと思うんです。こういう新たな文化芸術のイノベーターも文化立国として支援していきますよということを前文に表現していってもらってもいいのかなということを感じました。

もう一つ、これは非常に細かい点についての意見ですけれども、15ページの上から3つ目の丸のところです。文化施設の運営等におけるPPP/PFI活用などによる民間連携の促進の項目の、下から3行目になりますかね。「民間企業の発意」とあるんですけれども、これはあまり「民間企業」と限定的にせずに、「民間」だけでもいいのかなという気もして、「企業」がどうしても要るんだっけということを思ってしまったので、事業者の中にもいろいろな形態があろうかと思いますので、「民間の発意」でもいいのかなとも思います。御検討いただければと思います。

以上です。

【河島部会長】 ありがとうございました。今の2点目、いかがですか。なくてもよさそうな。

【斉藤政策課課長補佐】 PPP/PFIですので、恐らく企業に限定するものではないはずですので、担当と相談をいたしますが、恐らく大丈夫だと思います。

【河島部会長】 分かりました。ほかにどなたかいらっしゃいますか。

【桝井委員】 桝井ですけれども、いいですか。

【河島部会長】 どうぞ。

【桝井委員】 あと25ページですけれども、真ん中の辺りですが、「日本映画の創造・振興を図るため」という2の丸ですけれども、あと、その下の独立行政法人、芸文振もそうですけれども、ここにプログラムディレクター、プログラムオフィサーを配置することというのが具体的にどちらも入っているんですけれども、これは何か私、どういう仕事をされる方かよく理解が追いついていないんですけれども、どういう意図で、かなり強調されていると思いますけれども、御説明いただければと思います。

【山田参事官(芸術文化担当)】 失礼いたします。芸術文化担当参事官山田でございます。平成15年来,映画振興政策に対する支援を文化庁は実施してまいりました。そういう中で,執行については芸文振で実際にやっていただいているわけですけれども,これまでプログラムディレクター,プログラムオフィサーという映画の助成に関しての専門家が配置ができてまいりませんでした。ここのところをR5年度以降,配置してまいりたいと思っております。かつ,別途,独立行政法人とは別ですけれども,国立映画アーカイブもございますので,国立映画アーカイブと,芸文振と,両方とも肩書を持つような形で専門家の配置をしてまいりたいと思っております。これは第2期の計画の一つ目玉かなというところもございましたので,書かせていただいているという実態でございます。以上です。

【桝井委員】 ここで言う専門家というのは具体的にどんなイメージをお持ちですか。 【山田参事官(芸術文化担当)】 なので、そこはまさに映画に関する専門家の方という ところでございます。

【桝井委員】 この配置をするというのはかなりインパクトが強くて、誰を配置するんだということが問題であって、私も芸文振の審査をさせていただいたこともありますし、我々つくり手が交代に審査したり選考することはあるんですけれども、一体具体的にプログラムディレクター・オフィサーは何者なんだと。変な人は来ないだろうなという心配を我々は

してしまうんです。そういう意味で何か、これはすごくこのディレクター・オフィサーに全てを委ねている感じがあって、逆に非常に不安な感じがするところでございましたというのが感想でございますが。

【山田参事官(芸術文化担当)】 ありがとうございます。なかなか人の配置というところは具体にどの方がとかという話を書くわけにもいかないところもございますので、具体の話はまた恐らく予算措置が実際されてからというお話になってこようかと思っております。お答えになっていませんけれども、よろしくお願いいたします。

【桝井委員】 ただ、配置をすることを決めてしまうことが非常に私は危険ではないかなというか、配置をすることが前提になってしまって、無理やり誰かをこのポジションにつけるんじゃないかという不安を非常に感じますが。

【山田参事官(芸術文化担当)】 ただ一般的に、各分野に対して様々な助成をしている中で、ピアレビューといいますか、そのようなところで必要性というのは感じております。芸文振さんからも、そういった専門家の配置ということは非常に文化庁に対して国に対して期待されているところかなと思っておりますので、そこの部分を予算的な手当てをしていきたいということでございます。

【桝井委員】 逆に言うと、芸文振は大変私もお世話になってきましたし、芸文振のおかげで映画をつくることができているというのが本音でございますので、芸文振のスタッフが充実することは、芸文振も大変な量を処理していますから大変だなとは思っておりますし、国立アーカイブも、私、今、理事をやっていますけれども、こちらも全く人が足りておりませんので、こんな余計な業務はいろいろできないだろうなと思うんです。そういう意味では、国立アーカイブの人材をよりボリュームアップするとか、芸文振の人をたくさん充実したスタッフを集めるとしたほうが、よっぽど信頼ができる両団体なので、何かそちらのほうがいいんじゃないかなと。ここに新しい人が出てくるというよりも、アーカイブや芸文振のスタッフが充実されることが、より現実的に対応可能かなと思いますが。

【山田参事官(芸術文化担当)】 まさに独法からの御要望として、専門的な方の人的措置をしてほしいということを、かみ砕いてといいますか、そういう記載にしているところでございます。人的な措置をきちんとしてほしいというのが要望であり、実現していきたいことになります。

【桝井委員】 僕はプログラムディレクターとかプログラムオフィサーという意味をよく理解していないものですから、これは通常、皆さんの用語では普通にあることかもしれま

せんけれども、どういうポジションなのかなということを非常に疑問を持ったということでございます。

【山田参事官(芸術文化担当)】 またそこはそれぞれの独法とも相談しながら検討して まいりたいと思います。ありがとうございます。

【河島部会長】 石田委員、これに関していかがですか。違う点。どうぞ。

【石田委員】 この件でお話ししてもいいんですけれども、これは山田参事官のお答えが 全てかと思います。

私は、せっかくのお時間なので、第2期がどのように表現していけるのかが最大の関心事に移ってきたこともあって、お話をしたいんですけれども、事務局からのお答えも聞いていますと、いろんな組織との連携が今必須になっていて、ほかの省庁との調整が非常に大変だということを拝察するんです。ただ、その中で、文化庁が一番リーダーシップをとって、それから譲れないところというのは、文化芸術の本質的価値を先頭だって他省庁にもリーダーとなって確保していく、リードしていく、そういうお立場であることの確認でしかならないと思うんですよね。連携はあるけれども、文化芸術の、文化政策の推進者たる文化庁というものが一層その存在をはっきりさせて、その力を発揮していくことが、これからの文化芸術の世界においても非常に求められるポイントだと思うんです。

そのときに、文化庁の中でやること、それから、外郭である独法ですとかそういったところでやることとの、それこそ区別ですよね。これはここで執行してくださいということが、今後も一層はっきりしていくべきタイミングにあるんだろうと思うんです。それが今回の京都移転ということで一層明確になった。つまり、支援の在り方を文化庁が示し、それを実現していくのが、例えば芸文振であり、国立アーカイブであったり、というような様々な組織がある、それから博物館・美術館があるという中で、どこがハブとなるのか、この件はここなんだということの役割の明確化が再認識されるべきだろうと思うんですよね。そういったこと、要するに文化芸術推進のハブ機能を文化庁は持ち、さらに、それを実行していく実行部隊として、という言い方も生々しいですけれども、それを実現していく組織としての独法ですとかそういったものの在り方は、このコロナを経て重要になってきたと入れられないかなと考えました。

理想的な言葉が一つあったとすれば、文化芸術の本質的価値を推進するための組織の明確化、役割の明確化みたいなことがうまく入れ込めたらいいんだろうと思いますし、それを 実現するための第2期の計画なんだということを標榜していければいいかなと考えていま す。以上です。

【河島部会長】 ありがとうございました。ほかの方々、いかがでしょうか。まだ一応10分ぐらいありますので、十分お話しいただけるかと思いますが、特になければ終わらせてもいいですし。

じゃあ、その前に1個だけ、細かいことですけれども、26ページの一番上の、「文化芸術の裾野を拡大し、クリエーターに資金が還元される環境を整備するため」。これ、よく分からないんですよね。「地方公共団体向けのガイドラインや顕彰」は企業のほうかな、どうですかね、「顕彰等により企業によるアート投資を促す仕組みを構築する」。企業によるアート投資を促すというのがまた何か唐突だなと思ったんですけれども、これも先ほどおっしゃった経産省の政策の施策の一つが入り込んでいるのかなとは思いましたが、ますます分からないんですけれども、地方公共団体向けのガイドラインや顕彰等というのはどういうことですか。

【斉藤政策課課長補佐】 おっしゃるように経済産業省の記述で、企業が様々な文化芸術活動に参画していくことを支援するということで、その方策として、企業によるアート投資を促していくために、地方公共団体向けにガイドライン。企業によるアート投資を促すために、地方公共団体にそれを促すためのガイドラインをつくっていくということだろうと思うんですけども、例えば、何々県の何々企業に対して、自治体がアートの投資を行ったり、文化芸術の活動をすると顕彰するとか、そういうことだろうと思います。

【河島部会長】 じゃあ、もう少し分かりやすく詰めて協議していただいて。

【斉藤政策課課長補佐】 はい。調整をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

【河島部会長】 分かりました。

それでは、今日御欠席の大橋委員からコメントをいただいているので、事務局からそれを 御紹介ください。

【斉藤政策課課長補佐】 ありがとうございます。50ページでございますけれども、EBPM の部分に大橋委員からコメントを頂戴しております。

この基本計画で言うというと、EBPMというのは重点取組ですとか施策群のレベルで実施することはなかなか難しいのではないかと。よって、補助事業ですとか予算の事業の取組のうち、大きなものに対してEBPMをまず適用対象とすることを検討して進めていくのがよいのではないかということでございます。補助事業を開始する際に、データ収集をしっかり並

行して行うことを求めるべきであって、データ収集を踏まえた政策の振り返りなくして事業継続はないというぐらいの意識で新規事業を進めていく必要があるというコメントでございました。

以上、代読させていただきます。

【河島部会長】 そうしますと、それをここにどう書き込むとかいうところまでは、まだ。 むしろ、この計画を推進する体制の話ですかね。でも、それを体制構築に入れ込むことはで きるのかな。

【斉藤政策課課長補佐】 まず、1つ目に記載があります、EBPMのよりフィージブルな進め方を大橋委員は提案いただいているということだと思います。

【河島部会長】 抽象的なので。分かりました。じゃあ、それは受け止めるということで。 桝井委員、いらっしゃいますか。先ほど席を外されたタイミングで、私が。

【桝井委員】 申し訳ないです。

【河島部会長】 いえ、全然気にしないでください。25ページですけれども、真ん中のところに製作費の低予算化と書いてあるじゃないですか。これは、デジタル化を受けて、確かに製作費をある部分は低減化できたんだろうけれども、映画の製作費の低予算化というのは全然世界のトレンドではないと思っておりまして、日本だけが相変わらず1桁、あるいはアメリカとは全然違うわけで、これをどう書き直すべきかとか、何か御意見ないかなと思いました。

【桝井委員】 一番危険なのが、デジタルになったから低予算でものがつくれるから低予算化しているとよく言われるんですけれども、決してそんなことじゃなくて、デジタルになったために、いろいろな機材とシステムとシステムと全てを変え、映画館は映写機まで買わなきゃいけないということで、実はデジタル化のためにどれだけ経済的負担を劇場や製作者は負っているかということで、もしこのままフィルム制作が続いていれば、もっと我々は安心してものがつくれたんですけれども、なぜかデジタルになってしまったということで、それがある意味で実情だと思うんです。

それで、私が自分のデビュー作の映画は1億だったんです。当時、学校出立ての青年に、 若造に映画会社が1億預けて映画をつくらせるわけですから、それでもローバジェットだっ たんです。今、1億で映画つくるといったら、なかなか立派な予算で、今、大体、若い人た ちは多分二、三百万でつくっていると思うんです。ですから、それぐらい映画の予算という のはどんどん厳しい状況になっているのは事実ですけれども、この低予算化という議論を ここであまりしても、それはしようがないんじゃないかという、違う問題だろうということがあって、それよりも、低予算化のためにギャラが正当にもらえないとか、正当な安定した生活ができないとかいうことで、若手の人材育成にはいっぱいお金が出る構造はまだあるんですけども、今回も若手という言葉がたくさん出てくるんですけれども、一番困っているのは、技術のあるプロフェッショナルが生活できないところが一番問題であって、先ほどの担い手という言葉もありましたけれども、本当の技術を担っている担い手が厳しい状況に置かれていることが、私としては一番の課題だなと思って、予算が少ないという議論はなかなかここのレベルでは難しいなと思って読んでおりましたが。

【河島部会長】 一言では言えないということだと思うんです。ここは課題を挙げているというよりは、昨今の映画を取り巻く環境の変化の一つですので、あえて入れなくてもいいかなということでよろしいですか。あるいは製作費のますますの一層の高騰化とか、逆にそう書くというのもおかしいわけですね。

【桝井委員】 例えば配信の今、ドラマなんかは、ネットフリックスの作品なんかは30億とかで、そんな製作費でやっているんですよ。我々だと考えられないような予算で外からやってくるということで、非常に我々の政策は、我々の日常の貧しい現場と、とんでもない膨大な製作費をやっている現場が共存しているような、黒船に襲来を受けて、非常に今、慌てふためいているような状態ですから、これに関しては本当にいろいろ議論が複雑になりそうなので、あまり表面的に記述しないほうがいいかもしれないなと思います。

【河島部会長】 じゃあ、これ、もし御異論なければ取ってしまって、それで有識者会議の設置等を検討されるということであれば、むしろそちらで専門的にいずれにせよ詰めていく話だと思うので、ここでは製作費のことはあまり触れない方向でいいのかなと私は今思いましたが、何か文化庁なりの事情があれば、あるいは芸文振ですかね。

【山田参事官(芸術文化担当)】 失礼いたします。芸文山田でございます。今,河島部会長おっしゃっていただいたとおり、ここを環境の変化ということでくくってしまっておるんですけれども、製作費の低予算化のところは、そうやって諸外国の製作費が非常に大きい中で日本の製作費が低予算化しているという課題の部分を挙げて例示として書かせていただいたというところでございます。

ただ、ここの部分が恐らく、ここで3つ書いておりますデジタル化という話と製作費の低 予算化と配信の拡大、こういった具体的なこの20年間なりの変化というところに適切に対 応するための何らか映画振興方策の見直しが必要だろうということを書いている限りでご ざいますので、必ずしも製作費の低予算化という文言を、この計画の中で入れる必要性があるとは思っておりません。

以上でございます。

【河島部会長】 分かりました。それでは、またここも引き続き御検討いただくということで、これでよろしいでしょうか、皆様。最後どうしてもということがあれば、この場でも結構ですし、あるいは個別に御意見をお寄せいただいてももちろんけっこうです。

それでは、今日はありがとうございました。これまで数度にわたり、中間報告案について 議論を進めてまいりました。論点も出そろい、前回までの指摘を踏まえた案文への反映も、 おおむねなされてきたかなというところです。本日も様々な御指摘をいただいているとこ ろですが、その反映を含めて、文化政策部会としての中間報告案については私に御一任いた だけますでしょうか。よろしいでしょうか。

(「了解です」の声あり)

【河島部会長】 ありがとうございます。それでは、私に御一任いただきまして、今後作業を進めて、そして、予定されている文化審議会において部会長として説明をすることにさせていただきたいと思います。

それでは、予定時刻を少し過ぎましたので、これで閉会としたいと思います。今後は中間報告案が中間報告となり、それをパブリックコメントに付すと聞いておりますので、パブリックコメントの受付期間が終了するタイミングで次回を開催することとなります。

本年はこれにて議論を終結とし、1月にまた再開したいと思います。引き続き活発な御審議を賜りたく、各委員の御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、最後に事務局から連絡事項等をお知らせいただきます。

【斉藤政策課課長補佐】 皆様,本日も御議論ありがとうございました。12月19日に文化審議会の総会がございまして,中間報告の案について審議をいただく予定でございます。その後,パブリックコメント、3週間から1か月程度、3週間程度と思っておりますけれども、パブリックコメントに付すことになりますので、次回の詳細については追って御連絡をさせていただきますが、1月の中旬以降ということになります。改めて御連絡をさせていただきます。

本日含めまして、本年9回にわたる御審議、本当にありがとうございました。引き続きよろしくお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございました。